

品川区犯罪被害者等支援に関する連絡会議設置要綱

制定	平成20年4月1日	区長決定	要綱41号
改正	平成21年3月12日	部長決定	要綱27号
改正	平成22年3月31日	部長決定	要綱58号
改正	平成23年6月28日	区長決定	要綱105号
改正	平成24年6月1日	部長決定	要綱152号
改正	平成25年6月26日	部長決定	要綱109号
改正	平成27年3月31日	部長決定	要綱169号
改正	平成28年3月3日	部長決定	要綱82号
改正	令和2年4月1日	部長決定	要綱120号
改正	令和4年3月25日	部長決定	要綱95号

(設置目的)

第1条 犯罪被害者等(犯罪等により害を被った者およびその家族または遺族をいう。以下同じ。)のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、犯罪被害者等支援に関する連絡会議(以下「連絡会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 連絡会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 犯罪被害者等の支援に関する基本的な方針に関すること。
 - (2) 犯罪被害者等の支援に関する連絡調整および施策の推進に関すること。
 - (3) その他犯罪被害者等の支援に関して必要な事項に関すること。
- 2 連絡会議は、検討に当たって、犯罪被害者等の支援に関し知見を有する学識経験者等の意見および助言を聞くことができる。

(構成)

第3条 連絡会議は、別表に掲げる職にある者をもって構成する。

- 2 連絡会議に座長を置く。
- 3 座長は、企画部広報広聴課長をもってあてる。
- 4 座長に事故があるときは、人権啓発課長がその職務を代理する。

(会議)

第4条 座長は、連絡会議を招集し、主宰する。

- 2 座長は、必要があると認めるときは、別表に掲げる職にある者以外の者に連絡会議への出席を求めることができる。

(庶務)

第5条 連絡会議の庶務は、企画部広報広聴課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関する事項は、座長が別に定める。

付 則 （平成 20 年 4 月 1 日要綱第 41 号）

この要綱は平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

付 則 （平成 21 年 3 月 12 日要綱第 27 号）

この要綱は平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

付 則 （平成 22 年 3 月 31 日要綱第 58 号）

この要綱は平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

付 則 （平成 23 年 6 月 28 日要綱第 105 号）

この要綱は平成 23 年 7 月 1 日から適用する。

付 則 （平成 24 年 6 月 1 日要綱第 152 号）

この要綱は平成 24 年 6 月 1 日から適用する。

付 則 （平成 25 年 6 月 26 日要綱第 109 号）

この要綱は平成 25 年 7 月 1 日から適用する。

付 則 （平成 27 年 3 月 31 日要綱第 169 号）

この要綱は平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

付 則 （平成 28 年 3 月 3 日要綱第 82 号）

この要綱は平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

付 則 （令和 2 年 4 月 1 日要綱第 120 号）

この要綱は令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

付 則 （令和 4 年 3 月 25 日要綱第 95 号）

この要綱は令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

別表

企画部	広報広聴課長
総務部	人権啓発課長
地域振興部	地域活動課長
	生活安全担当課長
	戸籍住民課長
子ども未来部	子ども家庭支援センター長
	子育て応援課長
	保育課長
福祉部	高齢者福祉課長
	高齢者地域支援課長

	障害者支援課長
	生活福祉課長
健康推進部	国保医療年金課長
品川区保健所	保健予防課長
	品川保健センター所長
	大井保健センター所長
	荏原保健センター所長
都市環境部	住宅課長
防災まちづくり部	交通安全担当課長
教育委員会事務局	教育総合支援センター長
社会福祉協議会	事務局次長